

# 市からの連絡帳

## 福祉

### 確定申告における高齢者の障害者控除

申請をしていただくことで、市が調査のうえ、障害者控除対象者認定書を交付します。これを基に確定申告をすると、障害者控除の対象となります。※認定書発行までに2週間ほどかかりますので、お早めに申請してください。

- 障害者控除対象者…身体障害者3～6級に準ずる、知的障害軽度・中度に準ずる
- 特別障害者控除対象者…身体障害者1・2級に準ずる、知的障害重度に準ずる、ねたきり高齢者(約6カ月以上常に臥床し、日常生活に支障がある)

※介護保険の認定者は、介護認定調査票に基づく。認定者以外は、障害者控除の対象になることを証明する医師の意見書(市指定の様式)が必要です。

田 令和4年1月4日(火)から、高齢者支援課(田無第二庁舎1階、防災・保谷保健福祉総合センター1階)へ  
※郵送でも受け付けています。  
▶ 高齢者支援課 田 042-420-2810

### 東京都身体障害者補助犬給付事業

身体障害者補助犬の給付申請を受け付けています(盲導犬・介助犬・聴導犬)。

- 対 ① 都内に1年以上居住する満18歳以上の在宅の身体障害者
  - 盲導犬…視覚障害1級の方
  - 介助犬…肢体不自由1・2級の方
  - 聴導犬…聴覚障害2級の方
- ② 世帯全体に係る所得税課税額の月平均額が7万7,000円未満の方

※事前に訓練事業者へ補助犬の給付相談が必要です。  
※詳細は下記へお問い合わせください。

▶ 障害福祉課 田 042-420-2804  
FAX 042-466-9666



## 子育て

### ひとり親家庭等医療費助成制度～親医療証を送付します～

現況届を提出し、令和3年度ひとり親家庭等医療費助成制度に該当した方へ、12月末に親医療証(令和4年1月1日から有効)を郵送します。現況届未提出の方は、至急ご提出ください。

本制度は、18歳に達してから最初の3月31日まで(一定の障害がある場合は20歳未満)の児童がいるひとり親家庭やそれに準ずる家庭に対して、保険診療でかかった医療費の自己負担分を助成します(課税状況により一部負担金あり)。

▶ 子育て支援課 田 042-460-9840

## スポーツ

### スポーツ施設利用者登録の更新(5年に1度の更新が必要です)

平成28年4月1日～平成29年3月31日にスポーツ施設の利用者登録または更新手続きをした団体・個人は、5年の有効期限が切れるため更新が必要です。

※対象者には、令和4年1月1日(祝)以降に公共施設予約管理システムへログインした際、有効期限が表示されます。

- 対象施設 スポーツセンター・総合体育館・きらっと・武道場・向台運動場・市民公園グラウンド・芝久保運動場・芝久保第二運動場・ひばりアム・健康広場
- 受付 時 令和4年1月5日(水)～31日(月)
- 場 スポーツセンター・総合体育館・きらっと
- 提出書類
  - 個人登録(テニスのみ)…利用者登録届書(指定様式)・本人確認書類
  - 団体登録…利用者登録届書(指定様式)・団体登録名簿(指定様式)・代表者または担当者の本人確認書類

※指定様式は、受付場所で受け取るか市田からダウンロードしてください。※市内団体のうち、構成員が在勤・在学の方の場合、在勤・在学を証明できるもの(写し可)が必要です(構成員の過半数が在住の方の場合は不要)。

問 スポーツセンター 田 042-425-0505  
▶ スポーツ振興課 田 042-420-2818

## 募集

### 市民マップへの広告掲載

令和4年3月に発行する市民マップへ掲載を希望する事業主を募集します。

- 募集枠 5枠
- サイズ 縦5cm×横7.5cm以内
- 印刷予定部数 1万1,000枚
- 配布先 転入者・希望者
- 掲載料 1万5,000円
- 申込期限 12月22日(水)

※申込方法・掲載基準など詳細は市田をご覧ください。

▶ 秘書広報課 田 042-460-9804

## 選挙

### 12月1日現在の選挙人名簿登録者数(定時登録)などが確定

□ 登録者数 男性8万2,818人、女性8万9,160人、計17万1,978人

前回の選挙時登録者数と比較すると、男性113人増、女性119人増、計232人増加しています。

□ 今回の定時登録の要件

- ① 日本国民
- ② 平成15年12月2日以前に出生
- ③ 12月1日現在、引き続き3カ月以上居住している(他市区町村から転入した場合は、9月1日までに本市の住民基本台帳に記載)または、8月1日以降の転出で、転出前に3カ月以上居住していた

□ 在外選挙人名簿登録者数

男性91人、女性113人、計204人

□ 今回の在外選挙人名簿登録などの要件

- ① 日本国民
- ② 登録申請時に満18歳以上
- ③ 在外選挙人名簿に登録されていない
- ④ 国外に住所を有し、次のいずれかに該当する

- その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き3カ月以上住所がある
- 本市の選挙人名簿に登録されており、出国前に海外への転出届および在外選挙人名簿登録移転申請をしている

▶ 選挙管理委員会事務局 田 042-420-2801



## 市政

### PIAZZA(株)と連携協定を締結

市とPIAZZA(株)は、PIAZZA(株)が運営する地域SNSアプリ「ピアッツァ」を活用した地域コミュニティの活性化などを目的として、連携協定を締結しました。

「ピアッツァ」は、地域のイベントなどの情報発信、情報交換、助け合いなど、住民同士が気軽に交流することができる、地域に特化したSNSアプリです。

本協定の締結により、12月22日(水)から、アプリ内に「西東京市エリア」が開設されます。市からもさまざまな情報を発信しますので、ご活用ください。※詳細は市田をご覧ください。

▶ 企画政策課 田 042-460-9800



### 議員の寄附行為は禁止されています

議員は、選挙区内の方に対する次の行為が禁止されています。市民の方が議員に対して実費を伴う行事や会費が必要な催しを案内する際には、会費を明示してください。皆様のご理解とご協力をお願いします。

□ 寄附行為などの禁止事項

- お金や物の贈答
- 時候の挨拶状の送付(答礼のための自筆によるものを除く)
- 地域の会合などへ差し入れ・祝い金・賛助金を出すこと

▶ 議会事務局 田 042-460-9860

### 旧保谷庁舎の解体工事

現在、旧保谷庁舎の解体工事を実施中です。外周に防音パネルなどを設置後、建物自体の解体工事に着手しますが、その際、工事に伴う音や振動の発生が想定されます。また、保谷庁舎の敷地内では、歩行者などの動線も変更されています。安全を第一に作業を行いますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

▶ 総務課 田 042-438-4001

## 固定資産税の減額

▶ 資産税課 田 042-460-9830

### 住宅耐震改修工事

□ 減額分 2分の1(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は3分の2) ※住宅面積120㎡<sup>以下</sup>

□ 減額要件 ① 昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に対し、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を実施 ② 工事後3カ月以内に資産税課へ申告 ③ 1戸当たりの工事費用が50万円超

□ 必要書類 ① 耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ② 増改築等工事証明書または住宅耐震改修証明書 ③ 耐震改修工事費用の領収書の写し ④ 長期優良住宅の認定通知書の写し(改修工事により、認定長期優

一定の要件を満たす改修工事を行った家屋について、工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を減額します(都市計画税を除く)。

良住宅になった場合のみ)

### 住宅のバリアフリー改修

□ 減額分 3分の1(住宅面積100㎡<sup>以下</sup>)

□ 減額要件 ① 新築日から10年以上経過した市内の住宅に対し、一定のバリアフリー改修工事(※1)を実施 ② 工事後3カ月以内に資産税課へ申告 ③ 65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、障害者の方が居住する家屋(賃貸住宅を除く) ④ 改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ⑤ 1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ⑥ 現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

□ 必要書類 ① 住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書

② 工事内容などが確認できる書類(工事明細書・現場の写真など)と工事費用の領収書の写し ③ 納税義務者の住民票 ④ 居住者の要件により次のいずれかの書類 ● 65歳以上…住民票 ● 要介護・要支援…介護保険被保険者証の写し ● 障害者…障害者手帳の写し ⑤ 補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことが確認できる書類 ※1…廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・便所の改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への交換、床の滑り止め化

### 住宅の省エネ改修

□ 減額分 3分の1(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は3分の2) ※住宅面積120㎡<sup>以下</sup>

□ 減額要件 ① 平成20年1月1日以前

から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に対し、一定の省エネ改修工事(熱損失防止改修 ※2)を実施 ② 工事後3カ月以内に資産税課へ申告 ③ 改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ④ 1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ⑤ 現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

□ 必要書類 ① 住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ② 増改築等工事証明書 ③ 工事費用の領収書の写し ④ 納税義務者の住民票 ⑤ 長期優良住宅の認定通知書の写し(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合のみ)

※2…窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事(外気などと接するもので、窓の改修を含めた工事であることが必須)